規

則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月一日

号外第八十二号

青森県規則第七十二号

改正する。

青森県行政組織規則 (昭和三十六年二月青森県規則第十八号) の一部を次のように

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

平成十五年九月一日

別表第一中

を

総括財政主幹 予算の編成及び執行その他財政に関する事務の総合調整 に当たる。

青森県行政組織規則の一部を改正する規則.....

入

事

課 :

規

則

目

次

訓

令

総括財政主幹 財政改革企画監 れた事務に従事する。財政改革の推進に関する企画及び調整並びに特に命ぜら 予算の編成及び執行その他財政に関する事務の総合調整 に当たる。

に改める。

入

事

課 :

同同

<u>`</u> :

 $\equiv$ 

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

令..... 青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓 青森県臨時的任用職員管理規程等の一部を改正する訓令... 原子力施設安全検証チーム設置規程...... 県境再生対策室設置規程......

(防災消防課) ...

껃

訓

青森県訓令甲第四十五号

を定める規則) の一部を改正する規則.....

人事委員会規則一四

0

(県職員に係る管理職員等の範囲

人事委員会規則七

六七

(管理職手当) の一部を改正する

(グループ) …

Ħ.

(グループ) …(総務・審査)

Ħ.

人事委員会

県境再生対策室設置規程を次のように定める。

各 庁

出 中

先

機

関 般

平成十五年九月一日

県境再生対策室設置規程

青森県知事

Ξ

村

申

吾

(設置)

青森県知事

Ξ

村

申

吾

第一条 (所掌事務 県境再生対策室 (以下「対策室」という。) を置く。

第 二条 (対策室の職等 対策室は、 岩手県との県境における不法投棄対策に関する事務を所掌する。

第三条 対策室に室長、 環境再生対策監及び報道監を置く。

2 室長は、知事及び副知事の命を受け、 対策室の事務を掌理し、 所属の職員を指揮

2

- 3 環境再生対策監は、 環境再生に関する事項及び特に命ぜられた事項を総括整理す
- す る。 報道監は、広報及び情報公開に関する事項並びに特に命ぜられた事項を総括整理

第四条 対策室に必要に応じ総括副参事、 及びその他の職員を置く。 副参事、 総括主幹、 主幹、総括主査、 主査

- 2 て企画、調査及び立案を行う。 総括副参事は、上司の命を受け、 対策室の所掌事務に係る特に重要な事項につい
- 3 調査及び立案を行う。 副参事は、上司の命を受け、対策室の所掌事務に係る重要な事項について企画:

県

報

- 総括主幹は、上司の命を受け、対策室の所掌事務に係る重要な企画、 調査及び立
- 5 案に当たる。 主幹は、上司の命を受け、 対策室の所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

青

森

7 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

6

- 8 その他の職員は、 上司の命を受け、対策室の事務に従事する。

(事務の専決及び代決)

四条第二項中「部長は、当該部長の専決事項のうちから知事の承認を得て定める事 二十五条の三に規定するグループリーダー並びに県境再生対策室長」と、同規程第 局長並びに県境再生対策室長」と、同条第六号中「第二十五条の二の三に規定する 三号中 年九月青森県訓令甲第二十八号) を準用する。この場合において、同規程第二条第 同条第七号中「第二十五条の三に規定するグループリーダー」とあるのは「第 とあるのは「第二十五条の二の三に規定する課長並びに県境再生対策室長」 対策室の所掌事務の専決については、青森県事務専決代決規程 (昭和三十六 「第二十五条に規定する事務局長」とあるのは「第二十五条に規定する事務

> ものとする。 は、スポーツ振興局長又は次長)」とあるのは「その指定する職員」と読み替える にあつては、 専決事項において別に定める場合を除く。 務」とあるのは 知事の承認を得たものに限る。 「県境再生対策室長は、その専決事項 (別表第一の各課共通 (各課 ) の項の部長専決事項の欄に掲げる事務 ) ک 次長 (環境生活部にあつて

のとする。 と、「主管課長」とあるのは「県境再生対策室長が指定する職員」と読み替えるも は 場合において、 六項中「政策推進室及び出納局にあつては、 対策室の所掌事務の代決については、 「第二十五条に規定する事務局長並びに県境再生対策室長」と、 同規程第二条第三号中「第二十五条に規定する事務局長」とあるの 青森県事務専決代決規程を準用する。 部長」 とあるのは「県境再生対策室長」 同規程第十条第 この

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

2

廃止する。 県境不法投棄対策チーム設置規程 (平成十四年九月青森県訓令甲第四十一号) は、

青森県訓令甲第四十六号

原子力施設安全検証チーム設置規程を次のように定める。

各 庁

出

先

機

関 般

平成十五年九月一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

原子力施設安全検証チーム設置規程

( 設置

第一条 原子力施設安全検証チーム (以下「検証チーム」という。) を置く。

(所掌事務)

第二条 検証チームは、 原子力施設の安全性の検証に関する事務を所掌する。

(検証チームの職等)

第三条 検証チームにチームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、知事及び副知事の命を受け、検証チームの事務を掌理し、 所

属の職員を指揮監督する。

第四条 主査及びその他の職員を置く 検証チームに必要に応じ総括副参事、 副参事、 総括主幹、主幹、総括主査、

- 2 ついて企画、 総括副参事は、 調査及び立案を行う 上司の命を受け、 検証チームの所掌事務に係る特に重要な事項に
- 3 副参事は、 調査及び立案を行う。 上司の命を受け、 検証チームの所掌事務に係る重要な事項について企
- 4 び立案に当たる。 総括主幹は、上司の命を受け、検証チームの所掌事務に係る重要な企画、 調査及
- たる。 主幹は、上司の命を受け、検証チームの所掌事務に係る企画、 調査及び立案に当
- 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する
- 7 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。
- 8 (事務の専決及び代決) その他の職員は、上司の命を受け、検証チームの事務に従事する。

第五条 検証チームの所掌事務の専決については、青森県事務専決代決規程 (昭和三 するグループリーダー」 とあるのは「第二十五条の三に規定するグループリーダー 条の二の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の二の三に規定する課長並び 事務局長並びに原子力施設安全検証チームリーダー」と、同条第六号中「第二十五 並びに原子力施設安全検証チームリーダー」と読み替えるものとする。 に原子力施設安全検証チームリーダー」と、同条第七号中「第二十五条の三に規定 条第三号中「第二十五条に規定する事務局長」とあるのは「第二十五条に規定する 十六年九月青森県訓令甲第二十八号) を準用する。この場合において、同規程第二

るのは「第二十五条に規定する事務局長並びに原子力施設安全検証チームリーダー」 この場合において、 安全検証チームリーダーが指定する職員」と読み替えるものとする 「原子力施設安全検証チームリーダー」と、「主管課長」とあるのは 検証チームの所掌事務の代決については、青森県事務専決代決規程を準用する。 同規程第十条第六項中 同規程第二条第三号中「第二十五条に規定する事務局長」とあ 「政策推進室及び出納局にあつては、 部長」とあるのは 「原子力施設

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第四十七号

庁 中

般

各

出

関

青森県臨時的任用職員管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年九月一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県臨時的任用職員管理規程等の一部を改正する訓令

(青森県臨時的任用職員管理規程の一部改正)

第一条 一部を次のように改正する 青森県臨時的任用職員管理規程 (昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号) の

を加える。 チームリーダー」の下に「、県境再生対策室長、原子力施設安全検証チームリーダー」 第六条第二項及び第四項、 第九条並びに第十五条中「行政改革・公社等改革推進

(青森県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第二条 部を次のように改正する。 青森県職員安全衛生管理規程 (昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号) の一

(青森県職員被服貸与規程の一部改正) 「ITER誘致推進室」を「県境再生対策室及びITER誘致推進室」に改める。 第二条第二号中「県境不法投棄対策チーム」を「原子力施設安全検証チーム」に、

第三条 青森県職員被服貸与規程 (昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号) の一部 を次のように改正する。

別表第二政策推進室の項の次に次のように加える。

県境再生対策室 現 地 調 查 用 ゴ 安 安 ム 長 全 靴 靴 帽 特殊雨合羽

青森県訓令甲第四十八号

別表第二環境生活部県境不法投棄対策チームの項を削る。

(青森県文書取扱規程の一部改正

第四条 次のように改正する。 青森県文書取扱規程 (昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号) の一部を

「ITER誘致推進室」 |条第一号中「県境不法投棄対策チー を 「県境再生対策室及びITER誘致推進室」に改める。 스 を 「原子力施設安全検証チー 스

別表第二中 行政改革• 公社等改革推進チー 行政改革・公社等改革推進チー 5 删 ij X 5  $\mathbb{I} \mathbb{H}$ 门 X を

灬 原 4  $\forall$ 畆 湘 世 罚 安  $\mathbb{H}$  $\mathbb{H}$ 筷 扵 門 4 胀 1  $\mathbb{H}$ 5 # 涇 灬 筷 敼 ビ

芸術パーク構想推進課 4 1 5  $\mathbb{I}_{\mathbb{H}}$ 灬 崇 点 計 を

青

灬

敼

k

浜

拉

舼

松

胀

美術館整備•

に改める。

밞

美術館整備・芸術パー

ク構想推進課

 $\mathbb{I}_{\mathbb{H}}$ 

崇

附 則

この訓令は、 公表の日から施行する。

各 庁 中 般

出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年九月一日

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県災害対策本部の班に関する規程 (昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号)

の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表政策推進部の部中

革行 推政 進改 班革 公社等改 推進チームリーダー行政改革・公社等改革 を

革行 推政 進改 班革 班原子力施設安全検証 県境再生対策班 公社等改 推進チームリーダー行政改革・公社等改革 ームリーダー原子力施設安全検証チ 県境再生対策室長 に改め、

同表環境生活部の部中

県境不法投棄対策班 ーク構想推進班美術館整備・芸術パ ムリーダー 県境不法投棄対策チー ク構想推進課長美術館整備・芸術パー を

ーク構想推進班 美術館整備・芸術パ ク構想推進課長美術館整備・芸術パー に改める。

第三条行政改革・公社等改革推進班の項の次に次のように加える。

県境再生対策班

原子力施設安全検証班 他の班の実施事項の応援に関すること。

附 則 第三条県境不法投棄対策班の項を削る。

他の班の実施事項の応援に関すること。

この訓令は、 公表の日から施行する。

## 委 員

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月一日

青絲県人事委員会委員長 増 田 孝

介

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中 県境再生対策室長<sub>」</sub> 本庁部長

「本庁部長」を

ビ

'本庁室長」を 本庁部次長」を ·本庁室長 (十五のものを除く。 報道監 環境再生対策監 」 ĺĆ ارِ

「副参事」を 財政改革企画監」 に改める。

青

森

附

則

この規則は、 公布の日から施行する。

改正する規則をここに公布する。 人事委員会規則一四 ○ (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の 部を

平成十五年九月一日

青絲県人事委員会委員長 増 田

孝

介

部を改正する規則 人事委員会規則一四 0 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の

人事委員会規則一四 0 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を

次のように改正する。

括主幹」を「財政改革企画監、総括主幹」に改める。 改め、「次長」の下に「、環境再生対策監、 別表第一号の表知事部局の項中「医療技監、理事」 報道監」 を「室長、 を加え、「、 室長」を削り、 医療技監」

総総 に

この規則は、公布の日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行